

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・棚卸資産  
最終仕入原価法による原価法によっている。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品、権利（非減価償却資産を除く）  
平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法。
- ・無形固定資産（ソフトウェア）  
ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとする定額法によっている。

#### (3) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっている。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。なお、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### (4) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金  
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

### 5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）  
当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）  
当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）  
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 田主丸一麦寮拠点区分（社会福祉事業）
    - 法人本部
    - 障害者支援施設 田主丸一麦寮
    - 短期入所事業 田主丸一麦寮
    - グループホーム 一麦ハウス
    - 相談支援センター いちばく
    - 障害児相談支援センター いちばく
  - イ 第二田主丸一麦寮拠点区分（社会福祉事業）

- 障害者支援施設 第二田主丸一麦寮  
 短期入所事業 第二田主丸一麦寮  
 ウ ステップ拠点区分(社会福祉事業)  
 就労継続支援B型事業 ステップ  
 グループホーム むぎハウス  
 グループホーム むぎっ子ハウス

#### 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	263,748,710	0	0	263,748,710
建物	435,225,153	440,000	28,992,563	406,672,590
合計	698,973,863	440,000	28,992,563	670,421,300

#### 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

#### 8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

#### 9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	263,748,710		263,748,710
建物(基本財産)	883,578,618	476,906,028	406,672,590
土地	23,969,154		23,969,154
建物	26,023,423	15,120,266	10,903,157
構築物	61,507,817	28,340,686	33,167,131
機械及び装置	54,008,152	32,998,709	21,009,443
車輛運搬具	38,660,343	30,581,793	8,078,550
器具及び備品	184,561,443	140,843,356	43,718,087
その他の固定資産	250,000	0	250,000
合計	1,536,307,660	724,790,838	811,516,822

#### 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

科目	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	98,138,924	0	98,138,924
未収金	998,043	0	998,043
合計	99,136,967	0	99,136,967

#### 11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

#### 12. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

#### 13. 重要な偶発債務

該当なし。

#### 14. 重要な後発事象

該当なし。

#### 15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
器具及び備品 15件	10,319,299 円	4,244,520 円
有形リース資産 件	円	円
計 15件	10,319,299 円	4,244,520 円

(2) 「新型コロナウイルス感染症が発生した法人への見舞金」の請求について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び長期化に伴い、全国社会福祉法人経営者協会からの見舞金

請求先 : 全国社会福祉法人経営者協会

受入れ先 : 法人本部「その他の活動による収入」にて受入れ

見舞金単価: 感染者1名につき5,000円

請求金額 : 615,000円(123名分)

(内訳)

田主丸一麦寮拠点区分 … 330,000円(66名分)

第二田主丸一麦寮拠点区分 … 265,000円(53名分)

ステップ拠点区分 … 20,000円(4名分)

(3) 事業未収金の修正について

相談支援センターいちばくにおいて、令和2年分の事業未収金内に、2重請求となっているものが判明したため、本年度当該金額を「その他の特別損失」に計上

サービス区分 : 相談支援センターいちばく

計上額 : 44,910円